

# 法人会ニュース

## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「決算事務説明会」のご案内
- ◆「法人会の組織概要・役員名簿・支部担当区域表」

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容
8	1	火	合同委員会（社会貢献委員会・広報委員会） 15:00～16:00 於：福岡ガーデンパレス
8	3	木	総務委員会 15:00～16:00 於：事務局会議室
8	24	木	正副会長会 13:00～13:50 於：福岡ガーデンパレス
8	24	木	理事会 14:00～15:00 於：福岡ガーデンパレス
8	29	火	改正税法説明会 15:00～16:30 於：福岡ガーデンパレス
9	4	月	広報委員会 15:00～16:00 於：事務局会議室

## ●支部の行事

特にありません

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容
8	9	水	役員会 11:00～12:00 於：福新楼

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容
			役員会 ～ 於：未定

## (I) 税務カレンダー

- 8月10日 ●源泉所得税の納付
- 8月31日 ●6月決算法人の確定申告  
●12月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告  
●個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないで損する税情報

### 災害損失(2) ～被災資産の圧縮記帳～

税理士 堤 一 博

前回に引き続き、被災法人が保険金等を受取り、これを原資として代替資産を取得した場合の税務処理について解説します。

法人税法では、被災に伴い受け取った保険金等であっても、すべて益金の額（雑収入）に算入します。その結果、これから災害損失（資産損失の額や修繕等に係る費用）を損金算入しても、その差額（**保険差益**）が課税対象となります。保険金等は、再調達価額等で査定されますので、一般的には、その保険金は滅失・損壊した資産（例えば、建物や機械）の帳簿価額を上回り、滅失等の資産に代わる新たな資産の取得が円滑にいかないこととなります。

そこで、法人税法では、被災法人が有する固定資産の滅失または損壊により、その滅失または損壊のあった日から3年以内に支払の確定した一定の保険金、共済金または損害賠償金（**保険金等**）の支払を受け、その支払を受けた事業年度において、その保険金等をもってその滅失をした固定資産に代替する同一種類の固定資産（**代替資産**）を取得するか、損壊を受けた固定資産や代替資産となるべき資産の改良（**資本的支出**）をした場合は、これらの固定資産について圧縮限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理することにより減額、または、確定した決算において積立金として積み立てる方法等により経理したときは、その減額または経理した金額を損金の額に算入する圧縮記帳の適用を受けることができます（法人税法47条）。

さて、圧縮限度額の計算は、以下の通りとなります。

#### (1) 保険金等の支払を受けた場合

$$\text{圧縮限度額} = \text{保険差益金の額} (\ast) \times \frac{\text{代替資産の取得又は改良に充てた保険金等の額} \\ (\text{分母の金額に達するまでの金額})}{\text{保険金等の額} - \text{滅失又は損壊により支出する経費の額}}$$

$$\text{保険差益金の額} = (\text{保険金等の額} - \text{滅失又は損壊により支出する経費の額}) - \text{滅失又は損壊した固定資産のうち被害部分に相当する金額}$$

## (2) 保険金等の支払に代えて代替資産の交付を受けた場合

$$\text{圧縮限度額} = \left( \begin{array}{l} \text{交付を受けた時における} \\ \text{代替資産の価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{滅失又は損壊により} \\ \text{支出する経費の額} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{滅失又は損壊した固定資産} \\ \text{の被害直前の帳簿価額のう} \\ \text{ち被害部分に相当する金額} \end{array}$$

### 具体例

保険金等の支払を受けて代替資産を取得した場合の計算例

被害（滅失）直前の帳簿価額	1,000万円
滅失により支出した経費の額	50万円
保険金等の額	2,000万円
保険金等により取得した代替資産の取得価額	3,000万円

#### (1) 保険差益金の額

$$(2,000 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円}) - 1,000 \text{ 万円} = 950 \text{ 万円}$$

#### (2) 圧縮限度額

$$950 \text{ 万円} \times \frac{1,950 \text{ 万円}}{(2,000 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円})} = 950 \text{ 万円}$$

### 手続き

この圧縮記帳の適用を受けるためには、原則として、確定申告書に圧縮記帳または特別勘定経理額の損金算入についての明細（別表13(2)）を記載して添付することが必要です。

（国税庁 HP 保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳 より抜粋）

圧縮記帳の特徴は、代替資産の取得価額からその減価償却費相当額を先取りして費用化（圧縮記帳）して、保険差益と相殺することにより、課税の繰り延べを図るものです。したがって、その後の代替資産の減価償却は、圧縮記帳後の額を基に計算することとなり、圧縮記帳を適用しない場合よりも減少するので、減価償却が終わった時点で、代替資産の償却費は同じですので、課税が免除されるわけではありません。

なお、保険金等の支払を受けた事業年度に代替資産の取得または改良ができない場合において、その翌期首から原則として2年以内に代替資産の取得または改良をする見込みであるときは、下記の算式で計算した圧縮限度額の範囲内の金額をその事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法により経理したときは、その経理した額を損金の額に算入することができます。この場合には、代替資産を取得した事業年度では、その特別勘定の金額を取り崩して益金の額に算入する必要がありますので、ご注意ください。

$$\text{圧縮限度額} = \text{保険差益金の額} \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{交付を受けた時における} \\ \text{代替資産の価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{滅失又は損壊により} \\ \text{支出する経費の額} \end{array} \right) \text{のうち} \\ \text{その取得又は改良に充てた金額}}{\left( \begin{array}{l} \text{交付を受けた時における} \\ \text{代替資産の価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{滅失又は損壊により} \\ \text{支出する経費の額} \end{array} \right)}$$

10万円未満の少額の減価償却資産、一括償却資産の損金算入は、保険差益の圧縮記帳については併用できます。この場合、圧縮記帳後の帳簿価額で判断します。また、30万円未満の少額減価償却資産の損金算入の特例についても、中小企業者等に該当する場合には、併用できます。

さらに、租税特別措置法上の特別控除・税額控除についても、この保険差益の圧縮記帳は、法

人税法上の措置であるので、例えば、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却・税額控除などは、その代替資産が該当する場合には併用できます。

また、法人税法の圧縮記帳は、「保険金等で取得した固定資産等」（法人税法 47～49 条）のほか、「国庫補助金等で取得した固定資産等」（法人税法 42～44 条）、「工事負担金で取得した固定資産等」（法人税法 45 条）、「非出資組合が賦課金で取得した固定資産等」（法人税法 46 条）、「交換により取得した固定資産等」（法人税法 50 条）がありますが、代替資産が該当する場合には併用できます。例えば、国庫補助金および保険差益の圧縮記帳を重複して適用しようとするときは、その適用を制限する規定はないので、それぞれの要件を満たしていれば、併用することは可能です。なお、適用に当たっては、補助金や保険金、さらに代替資産の取得時期を事前に確認して先行取得資産にあたるか、なども検討しておく必要がありますので、顧問の税理士先生と十分に協議ください。

### 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2023	9	11(月)	14:00～16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	10					
11	13(月)	15:00～17:00	本部	税を考える週間行事	ホテルニューオータニ博多	
	15(水)	14:00～15:30	本部	五法人会共催講演会	ソラリア西鉄ホテル	

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。